

創業支援補助金よくあるご質問 別紙

例 対象経費・対象外経費

区分		経費内容
事業拠点費	対象経費 ○	・事業所等の賃料（住居兼事業所については、事業所占有部分に係るもののみ） ・不動産購入費
	対象外経費 ×	・事業所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 ・火災保険料及び地震保険料 ・通信運搬費、水道光熱費 ・不動産仲介業者を介していない不動産購入費及び借入費
事業所等改装費	対象経費 ○	・新築、増改築を含む事業所等工事費 ・看板設置（店舗に直接設置するもの） ・エアコン設置工事（エアコン本体は機械器具費） ※住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。
	対象外経費 ×	・登記が居宅となっている建物の工事費 ・外構、駐車場、玄関アプローチ部分の工事費用
機械器具費	対象経費 ○	・事業に直接必要な什器や備品、機械の購入費及びリース料 ・車両本体 （キッチンカー等、事業実施に不可欠だと認められるもの） ・本補助対象事業にのみ使用する特定業務用ソフトウェアの購入費・ライセンス費用 ※1点あたり2万円（税抜）以上のものが対象。
	対象外経費 ×	・P C等の汎用性が高いもの ・リース会社以外からの什器や備品、機械のリース料 ・車両本体（補助対象のものを除く。） ・エアコン（登記が居宅となっている建物に設置するもの） ・消耗品（1点が2万円未満（税抜）のもの） ・個人間取引によるもの（親類、知人、ネットオークション、フリーマーケットアプリ等） ・振込手数料及び代引き手数料 ・販売のための原材料仕入・商品仕入れとみなされるもの

広告宣伝費	対象経費 ○	・チラシ製作費 ・広告掲載費（補助対象期間に掲載されたもの） ・ホームページ開設費（市外の店舗に係るものは除く） ・ショップカード
	対象外経費 ×	・個人の名刺 ・ポイントカード
申請手数料等	対象経費 ○	・開業又は法人設立に伴う司法書士・行政書士・税理士等に支払う官公署への申請書類作成経費（報酬額）
	対象外経費 ×	・会社設立登記等に係る登録免許税又は印紙税 ・定款認証料 ・営業許可申請に係る県証紙代 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用 ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料 ・本補助金に関する書類作成代行費用

※上記に掲示がないものについては個別に審査し適否を決定します。